

市民版「時のアセス」でわかった!

諫早干拓の費用対効果は0.3

継続中の公共事業を五年に一度ずつ再評価し、継続か中止かなどを判断する「時のアセス」で、今年は農林水産省が諫早干拓事業を再評価する。市民団体がこれに先行して市民版「時のアセス」を実施したところ、この中で試算された事業の費用対効果が基準値の二・〇を大きく下回る〇・三だったことがわかった。

羽生洋三

諫早干拓事業がスタートした一九八六年に、農林水産省が発表した費用対効果は一・〇三(妥当投資額一三八五億円/総事業費一三五〇億円)だった。しかし、その後の九六年度時点で、総事業費が二三七〇億円に膨らんでいることが判明。工事内容や事業効果は変わらずに、総事業費が増大しただけだから、費用対効果は〇・五八四(一三八五億円/二三七〇億円)と基準値一・〇を割り込み、土地改良法が求める事業の基本的要件を満たさないだろうことは、誰の目にも明らかだった。

農水省は九九年末になって、工期の六年延長と総事業費の二四九〇億円への再増額を理由に計画を正式変更した際、費用対効果を改めて計算し、発表せざるを得なくなった。ところが今度は、なんと一・〇一だと

いう。効果を水増ししない限り、こんな結果になるわけがない。しかも公表された「事業変更計画書」では、効果額の内訳と一・〇一の計算結果以外、計算プロセスや基礎データなどはいっさい伏せられたままだった。しかし、自然の権利裁判の証拠書類として出された「全体実施設計書」、農水省旧構造改善局計画部監修の「解説 土地改良の経済効果」、中村敦夫参院議員による質問主意書への政府答弁書(二〇〇〇年八月)などの資料をもとに調べていくうちに、農水省流の計算方法や、データの輪郭がようやく見えてきた。これをもとに愛知大学の宮内興一教授(財政学)が、市民版「時のアセス」報告書で、一・〇一の裏に隠されているいくつもの「からくり」や「トリック」を指摘した。そこで私は、

宮内氏が指摘した論点のうち、数値化が可能な水質浄化機能・堤防・国土造成効果の三点に絞って農水省データを補正し、事業全体の費用対効果を改めて試算した。

約2600億円の 水質浄化機能

農水省の計算で最大の問題は、事業がもたらす環境や社会への悪影響、すなわち外部不経済がすべて無視され、総事業費しか費用項目に算入されていることだ。たとえば破壊された干潟の価値をお金に換算するのは困難であるが、不可能というわけでもない。三河湾一色干潟などの研究の結果、干潟のもつ水質浄化機能を下水処理施設に見立てる方法が近年確立されている。諫早干潟にこれを適用すると、約二六〇〇億円の建設

「諫早干拓をどう思いますか」と長崎市中央橋で聞いたところ、「見直しが必要」と答えた人が圧倒的に多かった。



費を要する下水処理施設と同等の機能を有していたことがわかっていいる。また、諫早干潟を産卵の場としていた魚介類の種類は枚挙にいとまがないはずだが、農水省はその環境調査すら行わないままに干潟を農地に変えようとしている。だから費用の算定に当たっても、ノリやタイラギなど漁業被害予想額を魚介類ごとに積み上げることはしていないし、干潟が育んできた文化的価値、晩のおかず拾ったアゲマキやアサリの家計上の価値、人々の触れ合いの場としての価値などは一顧だにされていない。こうした外部不経済・社会的費用は農水省の計算では度外視されているが、試算では水質浄化機能の二六〇〇億円だけでも費用側に算入する必要があると考えた。

農水省はその反面、効果について

費用対効果に関する農林水産省計算と市民版計算の比較

	農水省計算	市民版計算	(単位100万円)
a 作物生産年効果額	3012	3012	
b 維持管理費節減年効果額	-302	-302	
c 災害防止年効果額	9563	4990(※1)	
d 一般交通等経費節減年効果額	700	700	
e 国土造成年効果額	3299	1401(※2)	
ア 合計年効果額 (a~e合計)	16272	9801	
イ 資本還元率	0.05695	0.05695	
ウ 建設利息率	0.104	0.104	
エ 妥当投資額	258779	155869	$E=A \div (I \times (1+U))$
オ 総事業費	249000	249000	
カ 換算総事業費A	255980	515980(※3)	
キ 換算総事業費B	255980	255980(※4)	
ク 投資効率A	1.01	0.30(※3)	$K=C \div A$
ケ 投資効率B	1.01	0.61(※4)	$K=C \div B$

(※1) 農水省計算の既存堤防被害軽減額903.1億円は35キロメートルもの堤防が全壊するとの非現実的な想定で計算されているので、これを1割の90.3億円とみなして災害防止年効果額を試算した。
 (※2) 国土造成効果算定方式で農水省が用いている10アール当たり農業利用農地価格を、根拠の不確かな122.5万円ではなく、「a」の作物生産効果301.2万円を基礎に試算した。
 (※3) 農水省の換算総事業費(過年度支出済事業費を1998年度値に換算)に、失われた水質浄化機能相当額2600億円を加えて便宜上換算総事業費とみなしたケース(投資効率A)
 (※4) 同上に不算入のケース(投資効率B)

市民がつくった報告書

諫早干潟緊急救済本部(長崎県諫早市)や同東京事務所、WWF(世界自然保護基金)メンバーたちが研究者と共同して、「市民による諫早干拓「時のアクセス」」報告書をまとめ、四月七日に発表する。報告書では、農水省版「時のアクセス」要領の問題点や、環境問題や財政問題、営農構想の過大な反収見直し、「防災干拓」の欺瞞にまで触れ、事業の中止を結論づけている。諫早干拓のみならず、全国各地にある無駄な公共事業を見直す一助となるだろう。報告書は、一冊1000円プラス送料で頒布している。申し込みは、諫早干潟緊急救済東京事務所(TEL 03・3986・6490 http://www.2sbiglobe.ne.jp/isahaya/) #1。

(編集部)



有明海のノリに扮して街頭行動(二月八日)

は本来の農地造成目的によるもの以外の、たとえば一般交通費等経費節減効果や国土造成効果など、いわば外部効果は熱心に積み上げている。その結果、本来目的の作物生産効果は全体効果のわずか一八・五%を占めるにすぎなくなっており、前出の土地改良法の理念や目的に照らしても違法である。また、作物生産効果が五〇%を割るようなら、「他事業と共同で行うか又は事業計画を改めることが必要である」とする旧構造改善局自身の見解にも反している。とくに目を引くのは、災害防止効果の突出ぶりだ。中でも「堤防」項目だけで災害防止効果の半分以上、全体効果の三割も占めている。理由を調べてみると、潮受け堤防がなければ三五キロメートルの旧堤防が高潮などで破壊されるとの想定のもとに、壊れる堤防の現在価値ではなく再建設費を算入しているのだ。高潮などで人家や道路に被害が生ずるのは、海水が堤防を乗り越えたり、部分決壊から始まるのが普通だ。三五キロもの堤防が一挙に壊れ、再建設を要するという想定自体が異常であるし、本来は防災施設だった堤防が災害から守られる側に回されているのも異様だ。そこで試算では、三五キロの旧堤防の一角が破壊されて再建設が必要になる、との前提に変更することにした。

また、国土造成効果の算定方法も問題である。造成地を公共用地など

他用途に使った場合の土地価格(一〇アール当たり四五・二万円)と、農業用途に使った場合(一二・五万円)の差額を、潜在的に国土造成の効果が生じた結果として効果に算入するのが農水省一流の考え方である。しかし一方では、この一二・五万円算定の基礎資料を明らかにしないままに、他方ではこれを「作物生産効果等で評価する」とも説明している。作物生産効果なら、表にあるように農水省自身は年三〇・一二億円(一〇アール当たり土地価格に換算して三三・一万円)と、過大にせよ算定しているのだから、これを国土造成効果算定でも一貫して用いるか、作物生産効果をもっと低くしないと矛盾する。試算では、農水省自らの計算による作物生産効果の数値をベースに置くこととした。

以上を考慮して再計算してみた結果は、表の通り〇・三〇であった。百歩譲って、換算総事業費に水質浄化機能を含めず、基本的に総事業費だけとする農水省方式に従ったとしても、それは高々〇・六一にしかならない。いずれにせよ、基準値一・〇に達していないことは明らかだ。よって、この諫早干拓事業はただちに中止すべきだというのが、市民版「時のアクセス」の結論である。

写真提供/諫早干潟緊急救済東京事務所
 はにゅう ようぞう・一九五〇年生まれ 諫早干潟緊急救済東京事務所